

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（尾久ふれあい館 自動ドア）	No.5200602
工（納）期	平成30年3月26日	
契約締結日	平成30年1月15日	
契約金額	964,440円（消費税込み）	

契約相手方	ナブコシステム（株）東京メンテナンス支店 （法人番号：7010401021307）	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

物品契約・随意契約(相手方指定)

契約審査委員会資料

経理課契約係

H29.12.22

業者選定理由書

件名	修繕契約(尾久ふれあい館 自動ドア)
指名業者(案)	名称 ナブコシステム(株) 東京メンテナンス支店 所在地 東京都港区南青山二丁目27番25号 代表者 東京メンテナンス支店長 平井 伸英
特命理由	<p>本件は、尾久ふれあい館の自動ドア駆動装置等の経年劣化に伴う修繕契約である。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記業者は当該自動ドアのメーカーであるため、部品を直ぐに供給でき、部品交換後の確実な動作保証を担保し、責任所在を明確にすることができる。また、保守点検業務も請け負っていることから、当該設備の状況に熟知しており、早急に修繕に対応でき、確実な履行が見込める。</p> <p>② 開閉装置等の主要部品は受注後の設置調整が必要となるが、上記業者が実施することで、本件で交換しない扉等の部品との互換性が担保される。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)